

議 事 録

令和6年8月9日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室	13:30～15:30
会 議 名	第14回伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 大田 松永 川口(一) 福岡	
	田中 池町 福地 山本 稲森 西尾 橋本 折戸 喜多 西口 喜久永	
	(計22名)	
	吉岡	
欠 席 者	藤室 中原 川口(貞)	
事 務 局	福山 林 小林 矢野 岡嶋 北田	
議 事		
議 長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会第14回総会を開催します。	
議 長	(会長 あいさつ)	
議 長	それでは、総会の成立報告を事務局に求めます。	
事務局	現在、委員総数24名中22名、過半数の委員に出席を頂いています。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定にある「総会の成立要件」を満たしておりますので、本総会が成立していますことをご報告申し上げます。	
議 長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。	
一 同	異議なし。	
議 長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。 署名者は、24番の森下委員、1番の玉岡委員にお願いします。 本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議 長	それでは、只今より議事に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、 報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、いずれも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数6件、筆数は田8筆、面積は合計14,505㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
事務局	続きまして報告第2号、使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数5件、筆数は田4筆、畑2筆、面積は合計5,185㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議 長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。	
議 長	ご発言が無いようですので、 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、 報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。	
議 長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案第1号No.1～7について、事務局の説明を求めます。	
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 総会資料3ページをご覧ください。	

事務局	No.1、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は82aで、取得後は140aとなります。農作業歴は12年で農作業歴50年の父とともに常時従事しています。住所は緑ヶ丘のマンションになっていますが実家は朝屋で、現在その実家の隣に居宅を建築中です。 農機具は実家に田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、を所有しています。水稻を作付け予定です。 申請地は既に譲受人の父が40年近く管理しており、効率的に耕作できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.2、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は64aで取得後は71aとなります。農作業歴は40年で本人が常時従事しています。農機具はトラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を保有していて、申請地においては露地野菜を作付け中です。 申請地のうち〇〇番には農業用倉庫が建築されていますが、200㎡未満のため許可不要であり、そのまま農業用倉庫として利用します。 申請地は譲受人の居宅の東隣に位置し、効率的に耕作できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.3、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は82aで、取得後は88aとなります。農作業歴は50年で、農作業歴35年の妻とともに常時従事しています。農機具はトラクター2台、耕うん機5台、田植機4台、コンバイン1台を所有されています。〇〇番については水稻を作付け予定で、〇〇番については、現状畑となっているため露地野菜を栽培予定です。 現状は遊休農地となっていて、草刈等の管理は譲受人がしていましたが、譲受人は譲渡人の宅地を購入する際に、当該農地についても引き受けてもらえないかとの相談があり、無償で譲り受けることとなりました。譲受人の居宅に近い農地であり、効率的に耕作できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は428aで、取得後は431aとなります。農作業歴は5年で、本人が常時従事しています。 住所は西宮ですが、申請地から5分ほどの距離にある大野木に住居と農業用倉庫を所有、農機具についても、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を保有しています。登記は田んぼですが、玉ねぎやサツマイモを作付け予定です。 譲受人は地元で大規模に営農されており、本件農地についても効率的に耕作できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は2,669aで、取得後は2,687aとなります。譲受人は平成8年6月11日に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含めた構成員5名が常時従事し、農機具はトラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、収穫機1台、動力カルテ1台、ローラーリフト1台を所有されています。玉ねぎを作付け予定です。 申請地は〇〇さんの事業所の東100mほどに位置し、効率的に耕作できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は49aで、取得後は123aとなります。 農作業歴は5年で、農作業歴50年の父とともに常時従事しています。 農機具は耕うん機1台を保有しています。登記は田んぼですが、今後はスイカやニンニク、トウモロコシ、畑地については柿やビワなどを作付け予定です。 譲渡人は当該地を令和5年に相続により取得したものの管理ができず、中友田の居宅も譲受人に売り渡しており、譲受人は収穫物を利用できるキャンプ場やバーベキュー施設も経営しており、効率的に活用できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.7、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は28aで、取得後は29aとなります。農作業歴は30年で、本人が常時従事しています。農機具は耕うん機1台、草刈り機1台、噴霧器1台、運搬機1台を保有しています。露地野菜を作付けしています。 申請地は譲受人の居宅の西隣にあって既に住宅の敷地内として耕作管理しており、取得後も効率的に活用できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	すいません、失礼しました。花垣地区の委員さんについては、本日都合によりご欠席でございますが、現地確認の上、問題ないということでご意見いただいておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長	只今の説明に関連して、久米地区、長田・花之木地区、鞆田地区、の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	それでは、No.1の農地につきまして、先ほど事務局のご説明の通り、8月の5日に現地確認を行いました。譲渡人の〇〇さんは四十九の方で現在京都市にお住まいになって、譲受人の〇〇さんのお父さんは朝屋で6haくらいの耕作している。 〇〇さんは現在〇〇で、70日くらい農作業に従事しているとのこと。 今後お父さんと一緒に農地を守っていくということで問題ございませんので、よろしくお願いいたします。
門口委員	2番、3番、4番です。7月25日に現地立会を行いました。 内容は今、事務局から説明されたとおりで、問題は無いということです。
山本委員	6番ですけれども、先ほど事務局から説明のあったとおりですけれど、〇〇さんが遠いところに住んでいるということで何方か探していたところ、譲受人さんがキャンプ場を営営しておりまして、規模拡大も思っていたところで、今回の申請案件になりました。 特に問題は無いかと思います。 7番ですけれども、〇〇さんが相続を受けて、固定資産台帳か何かで実際の土地との確認をしていたところ、〇〇さんとこの親の代から作っていた土地が〇〇さんの名義になっていたということで、何かの間違いがあったのかは知りませんが、現状にあわせて3条の申請となりました。今後も野菜を作ってくれると思います。以上です。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.1～7について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～7について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～7については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして、議案第1号No.8～14について、事務局の説明をお願いします。
事務局	No.8、詳細は議案書のとおりです。 譲受人の取得後の耕作面積は29aとなり、農作業歴は60年で妻と共に常時従事されています。譲渡人と譲受人は親族で、申請地は西之澤と佐那具町の境界にあり、譲受人の居宅の隣りにあることから今回贈与に至ったものです。 農機具はトラクター、田植機等を各1台借り受け、申請地では水稻を耕作される計画です。申請地は自宅から徒歩1分であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.9、詳細は議案書のとおりです。 譲受人の取得後の耕作面積は44aとなり、農作業歴は65年で妻と共に常時従事されています。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、遠方で農地の管理ができないことから、親族である譲受人に贈与することになり今回申請に至ったものです。 農機具はトラクター、田植機、コンバイン等を各1台所有されており、申請地では水稲と野菜を耕作される計画です。申請地は自宅から1kmの範囲内にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.10、申請内容については総会資料のとおりです。 取得後の耕作面積は36aとなります。農作業歴は本人が10年農業に従事しております。農機具は、トラクター、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有され、取得後は白菜、キャベツ等野菜を耕作されます。申請地は自宅の前であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.11、申請内容については総会資料のとおりです。 取得後の耕作面積は32aとなります。農作業歴は本人が12年、母が50年従事しております。農機具はトラクター、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有され、取得後は玉葱等野菜を耕作されます。申請地は自宅の前であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.12、申請内容については総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積が無く、現地立会時に面談を行いました。西高倉の農地で、白菜、じゃがいも等野菜を耕作し、自家消費します。取得後の耕作面積は37㎡となります。農作業歴はありませんが、近隣の方に教えていただき、耕作する予定です。 農機具は耕運機を所有され、申請地は自宅から歩いて3分程度と近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.13、No.14は譲受人が同一であるため、合わせて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。 No.13、No.14、取得後の耕作面積は533aとなります。農作業歴は本人が20年、父が40年従事しております。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、・耕運機をそれぞれ1台所有され、取得後は水稲を耕作されます。申請地は自宅から車で10分程度と近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、壬生野地区、島ヶ原地区、新居地区、山田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
池町委員	8番、壬生野地区です。今月の31日に、関係者一同現地調査を行いました。 申請内容につきましては、先程事務局より説明のあった通りでございまして、特に現場に、確認いたしましたところ問題が無く、ご審査のほどよろしく申し上げます。以上です。
坂本委員	島ヶ原地区、私が説明をいたします。 これにつきましては相続の関係で、譲受人はそれ以前に、もう耕作ををしておったということで今回正式にです贈与するということの申請でございます。これも作ってるということで問題はないというふうに思います。以上でございます。
森田委員	この3件なんですけど、7月26日に関係者で現地立ち会いを行いました。 譲受人の方も、家の近くの畑で良いところがあったというふうに喜んでいらっしゃる方ばかりだったので、今後とも、周りの方と仲良くしながらという感じで畑を耕してくれるような感じの方だったので問題ないと思います。よろしく申し上げます。
西尾委員	山田地区です。7月26日に関係者で現地立ち会いを行いました。13番、14番とも事務局の説明の通りです。ご審議の方、よろしく申し上げます。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第1号No.8～14について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.8～14について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.8～14については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第1号No.15～21について、事務局の説明をお願いします。
事務局	No.15、申請内容については総会資料のとおりです。 取得後の耕作面積は38aとなります。農作業歴は本人が30年従事しております。農機具は、トラクター、田植え機、コンバインをそれぞれリースされ、取得後は水稻を耕作されます。 譲受人は現在愛知県刈谷市に住んでいますが、週末は実家がある上阿波に帰省し農業をする予定です。申請地は実家から徒歩で3分程度と近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.16、申請内容については総会資料のとおりです。 取得後の耕作面積は9aとなります。農作業歴は本人が30年従事しております。農機具はトラクター、田植え機、コンバインをそれぞれリースされ、取得後は水稻を耕作されます。 譲受人の住所は現在東京都小金井市ですが、月に20日ほど実家がある上阿波で住まれているとのこと。申請地は割田で隣地も耕作されていること、また実家から申請地まで徒歩で3分程度と近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.17、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は193aで、申請地では家庭用の野菜を栽培する予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機などを所有しています。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.18、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は114aで、申請地は水田ですが、畑地化して梨を栽培する予定です。 農機具はトラクター、乗用草刈り機、スピードスプレーヤーなどを所有しています。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.19、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人は新規就農者で、近日中に申請地に隣接する住居を購入し転居の予定です。申請地ではブドウを栽培する予定です。農機具は耕耘機と草刈り機を所有しています。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.20、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人は新規就農者で、近日中に申請地の近くの住居を購入して転居の予定です。申請地では野菜と水稻を栽培する予定です。農機具はトラクター、コンバインなどをレンタルする予定です。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.21、申請内容は総会資料のとおりです。 譲受人は新規就農者で、近日中に申請地に隣接する住居を購入して転居の予定です。申請地ではシキビを栽培する予定です。農機具は耕耘機などを購入予定です。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議 長	只今の説明に関連して、阿波地区、猪田地区、中瀬地区、阿保地区、種生地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

橋本委員	それでは15番、阿波地区の方からさせていただきます。 7月の29日、関係者が集まりまして、15、16、それぞれ現地立ち会いをさせていただきました。 15番については、土日、こちらへ戻ってきて百姓されておるといふ実績もありますし、家から徒歩3分ぐらいのところですので問題無いという風に思っております。 それと16番でございますが、譲渡人の名前がですね、〇〇さんという方で〇〇という字に書いてください。これちょっと間違ってます。〇〇さんから〇〇さんの方ということで贈与されます。 〇〇さんについては、以前は東京でお仕事されておったんですが、お母さんのご都合がだいぶ悪いということで、今、殆どこちらの方に戻られて百姓をされておるといふ実情でございます。 いずれも問題ないというふうに判断いたします。ご審議の方、よろしくお願いします。
事務局	「〇〇」さんについては、登記簿謄本に記載されている漢字に統一させて頂いております。
川口委員	7月の26日に、関係者2名と一緒に現地立会をしました。別段問題はございませんので、ご審議をお願いしたいと思います。
西田委員	18番、事務局の説明の通りでございます。譲受人は、梨の栽培をやっておられる方で、水田を畑地化して梨の栽培をされるそうです。よろしくお願いします。
折戸委員	19番阿保です。7月31日に関係者6人で現地確認を行いました。先程事務局から説明があったとおりで、別に問題はありません。以上です。
喜多委員	No.20、7月の30日に事務局さん、関係者で現地の確認を致しました。そして、8月の1日に新規の営農の面接をさせて頂き、役員さんから色々なご意見を頂き、やってくれるとは思いますが、年齢も54歳と若い方でお仕事を持ってやってくれるということです。対応している訳でございます。 そして、21番につきましても7月の30日に現地確認をさせて頂きまして、内容については事務局さんの説明のとおりでございます。シキビを栽培するということです。よろしくお願いします。ご審議もよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.15～21について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.15～21について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.15～21については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号について、事務局の説明をお願いします。
事務局	No.1、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、高尾地区市民センターの北側に隣接しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。 転用目的は、申請人の駐車場です。既に転用済みの案件で、顛末書をつけての申請です。 このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。 取水・排水はなし、雨水は既設の公共水路に排水します。 周辺の農地に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、種生地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

喜多委員	No.1です。7月の30日に、関係者の方と事務局の方とで現地の確認を致しました。内容につきましては今、事務局のほうからご説明のあったとおりでございますので、ひとつよろしくご審議をお願いします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～5について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 総会資料7ページをご覧ください。
事務局	No.1、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、上野高等学校のグラウンドの北150m、〇〇神社の北隣に位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に該当します。 施設の概要は、神社で使用するマキや祭事で使用するのぼりや奉燈、提灯、団扇づくりの材料などの資材置場として利用する計画です。土地造成は切盛はせず整地のみで、取水、汚水はなく、雨水は自然浸透により処理します。資金計画については、贈与による取得で、現状の地形を利用する計画で造成費も不要なため、資金証明書は提出されていません。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺に農地はなく支障はありません。高台にある神社に隣接する袋小路になっている畑であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、国道368号沿い大内地内の富士コンクリート工業の西200mにある住宅地に隣接する土地で、令和6年3月13日付で農用地の除外がなされ、土地改良事業に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断しますが、第1種農地の転用許可条件である、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、問題ありません。 施設の概要は居宅1棟の新築で、敷地面積が339㎡に対して建築面積は75.12㎡であり建蔽率は22.15%となり、許可基準である22%以上をクリアしています。借人は貸人の孫で、実家である祖父の家の南隣に居宅を新築する計画です。 土地造成は道路の高さまで盛土を行い、境界にはブロック塀を設置し土砂の流出を防ぎます。取水は東隣の道路埋設管から引き込み、汚水も東隣の道路の集落排水管に接続放流します。雨水は北側の既存水路に放流します。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に支障はありません。実家に隣接する土地に戻ってきて居を構えることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。

事務局	No.3～No.5は譲受人が同一で申請地が全て近隣ですので、併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は上野自動車学校から西へ約300mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。 申請地は基盤整備されていない狭小な農地であること、また、近隣も太陽光発電施設が設置されていることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和6年10月31日までの計画です。 土地造成は整地のみ、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを合計で374枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、小田地区、花之木地区、新居地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	No.1、8月5日に関係者一同現地確認を行いました。先程事務局からご説明いただいた通りでございます。 この〇〇神社と、この場所につきましては、境内等との地続きで樹木伐採とか、先程の催事に使う材料等を置くというようなことで、資材置場として利用するということです。 周辺何ら問題なく、皆さん了解されているということです。よろしくお願いします。
門口委員	No.2、説明がありましたように〇〇さんが〇〇さんのお爺さんでありまして、今回の田んぼを譲ってくれますけれど、親と譲受人が住まれておりまして、今回家の近くの田んぼを分筆しまして孫の家を建てます。 排水のほうは集落排水、雨水については前に農業用用水があります。現地確認の結果、何ら問題は無いということです。よろしくお願いします。
森田委員	3番4番5番ですけれども、7月26日関係者一同で現地立ち会いを行いました。 内容の説明は事務局さんのとおりで、背丈以上の雑草が生い茂っている現状、茂っていました。近隣も山で何もなくて行き止まりの山の方に行く所なのですが、なるべくこういう土地を探してきたんだろうなという感じでした。周辺の農地にも影響無いと思います。 審議の方よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号No.1～5について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～5について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～5については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号No.6～10について、事務局の説明をお願いします。
事務局	No.6、申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、佐那具町コミュニティセンターから南西へ約200mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。住宅が密集している地域で農地として利用することは生産性が少ないことから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事期間は11月30日までの予定です。 取水・汚水・雑排水はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び雨水枡より西側既設水路へ放流します。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.7、申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、炊村集落センターから北西へ約1.3kmに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。大山田工業団地内にあり、市道千戸川西線沿いで交通量が多いため、今回の転用はやむをえないものと考えられます。令和4年から資材置場として利用しているため、顛末書を添付しての申請です。また、開発指導室へ建築開発事業適合承認申請書が提出されています。 土地造成は整地のみで、工事期間は12月20日までの予定です。取水は西側道路に埋設される水道管から引込み、汚水は仮設トイレを設置、雑排水・雨水は敷地内に側溝を敷設し、東側既設水路へ放流する計画です。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.8、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、大東公民館から北へ約100mに位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。 転用目的は申請人の事業用駐車場で、隣接するダンス教室の来客用です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。 取水、排水はなし、雨水は自然浸透します。周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.9、申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、種生神社の東側約500mに位置しています。周囲を宅地と山林で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。 転用目的は農業用倉庫です。既に転用行為済みで顛末書付きの申請です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水、排水はなし、雨水は、既設水路に放流します。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.10、申請内容は議案書のとおりです。 申請地はNo.9の農業用倉庫の東側に隣接しています。周囲を宅地と山林で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。 転用目的は住宅です。既に転用済みで顛末書付きの申請です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水は浄水、排水は浄化槽処理後既設水路に放流します。雨水も、既設水路に放流します。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、府中地区、山田地区、猪田地区、種生地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
高田委員	6番の府中です。7月30日に関係者で立ち合いを行いました。 先程事務局から説明のあったとおりですので、ご審議よろしくをお願いします。
西尾委員	7番、山田地区です。7月26日に、関係者で現地立ち合いを行いました。内容につきましては、事務局から説明のあったとおりです。 もう周りは工場で、道沿いに、以前は資材置場ということで、今は更地になっております。 田の踏み込みとか水の便とかを考えると、水田に復帰するのは無理だと思われます。 以上です。ご審議の方よろしくお願い致します。
川口委員	猪田地区です。7月の26日に、関係者2名と現地立ち合いを行いました。事務局のいうとおり全般問題はございませんので、ご審議をお願い致します。
喜多委員	No.9と10ですけれども、7月の30日に現地の確認をさせていただきまして、内容については、今、事務局からご説明のあったとおりでございます。昭和35年くらいから利用しているということですので、ひとつご審議のほうよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

西田委員	7番ですが、令和4年に資材置場にして、顛末書があったという説明ですが、顛末書の理由はどんな理由ですか。
事務局	ここにも書かせてもらっていますように、令和4年から資材置場としました。その後、今後も倉庫、事務所と駐車場として利用するということなんですけど。
西田委員	経過じゃなしに顛末書の、要は資材置場には農地法4条か5条の許可手続きが必要なんですよね、それをしていない訳ですわな。それに対する顛末書を出して貰っている訳ですわ。その顛末の理由は何ですか。
事務局	顛末の理由は、農地法の知識に乏しく申請を怠っていたとのことで、書かれています。
西田委員	この事業者、株式会社はもちろん～
事務局	あの、あの、あの、したのはその譲渡人である〇〇さんが、された、あの、顛末。
西田委員	〇〇さんの顛末？
事務局	〇〇さんの顛末、です、はい。
西田委員	これ、例えば、4年、5年、税金なんかはもう宅地になっちゃるか。
事務局	もうあの、変わってると思います、資材置場ですので、現況課税ですので、雑種地等になっちゃっていると思いますけど。
西田委員	こういった場合、違反した場合、課税を強化するとか何か法律とか無かったんかな？
事務局	あ、あの、そういった罰金等は課税はあがりますけど罰金等はないと思います。
西田委員	転用じゃなしに、耕作放棄地が長年続くと、固定資産税が5割増くらい上がるというのがあったと思うが。
議 長	最近そういう法律ができたのではないかな。だけど、この頃は無かったんじゃ。
西田委員	いかに道に近い、周辺に工業団地ができていたとしても、田んぼなんです。やはり、それなりの手続きをしてもらわなあかん。
議 長	税金の話やから、ここで。 他にございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号No.6～10について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.6～10について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.6～10については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。 議案第4号No.1～6について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第5号、非農地証明下付願についてご説明します。 総会資料8ページをご覧ください。
事務局	No.1、詳細は議案書のとおりです。 申請地は、鞍田小学校北東200m程に位置する集落に隣接する山林内の一角で、周囲の状況から第2種農地と判断します。 当該農地は、昭和20年頃に植林し現在も樹木が生い茂っており、木の太さから20年以上経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難なため、非農地として問題はないと判断します。

事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。 申請地は名阪国道壬生野インターから東へ500m程に位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該申請は、20年を経過していることが客観的に証明できる資料として課税台帳の添付があったことから、昭和41年に物置納屋が建築されていることを確認しています。 また、現地調査でも建物が建築されていることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。 申請地は炊村との境界にあり、JAの大山田堆肥センターから北東へ200m程に位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。 当該農地は、平成3年に植林され、20年を経過していることが客観的に証明できる資料として、木の幹が直径30cm程度の写真が添付されています。 また、現地調査でも山林化していることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.4、詳細は議案書のとおりです。 申請地は島ヶ原会館から北東へ150m程に位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。 当該農地は30年以上前に植林され、20年を経過していることが客観的に証明できる資料として、木の幹が直径20cm程度の写真が添付されています。 また、現地調査でも山林化していることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.5、申請内容は総会資料のとおりです。 申請地は、種生神社の南約1kmの山林の中に位置しています。周囲を山林で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。 当該農地は、50年以上前から耕作されておらず森林化しており、農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.6、申請内容は総会資料のとおりです。 申請地は、高尾地区市民センターの東側約50mに位置しています。周囲を山林と宅地で囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。 当該農地は、宅地分は昭和21年頃から物置敷地として利用され、農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、鞆田地区、壬生野地区、島ヶ原地区、種生地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
山本委員	1番鞆田です。申請地のある畑、その周りの土地すべてが大きな木が生えていまして山林化しており、そこへ行く道も通っていないこともありまして、通りかねている所ですので農地に戻すのは無理だと思われますので、申請どおりだと思います。以上です。
池町委員	2番の壬生野地区なのですが、事務局の説明どおり昭和の41年頃から物置を設置しておりまして、とても畑に戻すことは困難だと思います。非農地として証明して特に問題ないかと。 続いて3番の壬生野地区、所在地が川東地区でございまして、平成3年に願出人の父親が山林として、また植林をしておりましたけれども、地目は田のままでしたが父親が亡くなってから処分をしたいということで、今回の願届が提出された訳でして、7月31日に関係者一同で現地確認を行いましたところ、もう山林化しておりましたので、農地に戻すことは難しいので、特に問題は無いかと思いますので、よろしくお願いします。以上です。
坂本委員	次は島ヶ原地区です。このあたり昔は鵜宮神社の社務所があったところでして、非常にこのあたり神社の敷地が多い所でございまして。農地パトロールを怠ってきたということで、ごめんなさい。そういうことで最後30年ほど以上前からですね、山になっておりましたので、気が付かなかったということで、よろしくお願いしますを致します。

喜多委員	5番ですけれども、7月の30日に現地の確認を関係者でさせて頂きました。内容につきましては今ご説明のあった通りでございます。本当に大変山の奥手でございます。そしてNo.6ですけれども、これも7月の30日に現地の確認をさせて頂きまして、物置として建てて、昭和21年からということで私も生まれていない時からですので、何も支障は無いと思いますので、ひとつよろしくお願い致します。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第4号No.1～6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第4号No.1～6について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明下付願について」No.1～6は原案のとおり下付することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第5号、農用地利用集積計画についてご説明します。 総会資料9ページをご覧ください。
事務局	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。 新規設定15件、再設定4件で、田37筆、畑6筆、計画面積は合計53,533㎡です。
事務局	(利用権全体説明)
事務局	以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。 いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。 以上が農地利用集積計画の説明となります。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議 長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。 少し休憩をいたします。ただいま2時35分ですので、2時45分まで休憩いたします。 休憩の後、情報交換会を開催しますので、2時45分までにお戻り頂くようお願いします。

議 長	予定の時刻になりましたので、会議を再開します。 本日は、8回目の情報交換会になります。先月の総会では、この情報交換会を急遽中止にさせて頂き、ご迷惑をおかけしました。改めまして本日は、18番の西尾委員と、19番の橋本委員にお話しいただきます。 お話しいただく内容は、広く農業・農村について、地域の実情や普段思っておられることとお話しいただければと思います。お話しいただく時間は10分以内、その後委員の皆様で20分以内で意見交換できればと思います。 それでは、西尾委員よろしくお願いします。
西尾委員	皆さん改めましてこんにちは。山田地区の西尾です。 農業委員を拝命し1年。学習を続けた結果、役目を担えるようになったが、今も研鑽を続けている。 山田地区について、幼少の頃は山田、布引、阿波地区の3つが寄って「大山田村」という形で成り立っていたが、伊賀市に市町村合併した後はまた3地区に分かれてしまったが、住民自治協議会を中心に活動している。 山田地区は、読んで字の如く「山」と「田」の地区である。土地改良事業を実施する以前は、複雑な地形をした田ばかりであったが、昭和46年に土地改良区が創設され、11区画、地区面積で678haの耕地改善が行われた。昭和55年には御代地区も追加されて土地改良を行った。昭和57年には服部川に3か所あった井堰を統合して泥口頭首工水がで、機械装置に変わった。昭和59年には、14年あまりの歳月をかけ、現在の山田地区の形となった。 当地区も例に漏れず、鹿、猪、猿の獣害があった。猿は高校生の頃まで被害が無かったが、さるびの温泉ができた頃から被害が出始めた。猿の被害は甚大で、囲いをして、その中で家庭菜園を行うような状況に陥った。 5年程前に猿の駆除が終了した。当時は区長をしていたが、供養をした記憶がある。山田地区、猿による被害が顕著であったが、捕獲及びセンサーによる群れの位置情報把握によって、概ね改善された。ただ、伊賀支所管内と接する地区では鹿による被害が出ている。 泥口頭首工は服部川左岸(出後、中島、富岡)、右岸(中村、鳳凰寺、甲野、平田)に渡る。左岸97ha、右岸80ha分の水を賄う。今年は充分水がある。しかし、農繁期に入ると、大雨の際には即座に取水を止めなければ用水路が溢れるため、殆ど地元を離れられない状況。また、地域によって様々な事情があり、対応に追われている。夕立ちを恐れている。 当該頭首工は昭和57年に完成、装置や施設が老朽化してきている。分水機のゲートが腐食しているため、国費で修繕を行う計画が進んでいる。まずは建物の修繕になる模様。 10分経った。取り止めがない終わりだが、山田地区の報告を終わらせて頂く。 ありがとうございました。
議 長	西尾委員のお話が終わりました。質問や意見のある方はおっしゃってください。 挙手していただき議長が指名するかたちでお願いします。 意見交換なので事務局から質問いただいても構いません。
西田委員	中瀬地区は服部川でいうと下流にあたる。服部川について、幼少の頃と比較して水量がかなり減っているように見える。水源の涵養から、大山田地区には植林等事業を期待したい。 また、井堰で取った水は、最終的には服部川へ戻しているのか？
西尾委員	今年は天気続きであるが、充分水量は賄えている。
西田委員	当方の西明寺地区は最下流になるので、水量の確保に困っている。ポンプが回らない状況。気温が高い為、川には流れていても水田で取られて。
議 長	頭首工の場所はどこになりますか。
西田委員	大地建設のあたりになる。
議 長	取る水量は決められていますか。

西田委員	取水権、取水量は決められていると思うが。
西尾委員	正確な取水量については、聞いていない。ゲートの間隔で調整している。
議 長	20分経過し、定刻になりましたので、西尾委員の意見交換を終了します。 西尾委員、ありがとうございました。 続きまして、橋本委員よろしくお願いします。
橋本委員	阿波・布引地区の農業委員を務める橋本です。色々試してみたいことがあり、今回はパワーポイントを使用して皆さんに現状を知ってもらうことにした。 阿波地区の風景写真、昨年の秋頃の風景、西教山から南東方向に向かって撮影した。山の尾根には風車が並び、谷底で百姓をしている状況。布引地区も同様の状況で、面積の8割が山、残りが田、畑、雑種地等である。 令和6年度の水田面積、耕作面積(畦畔は除く)は、阿波地区114.5ha、布引地区49.8ha。 うち、作付予定面積は、阿波地区70.6ha、布引地区30.7haで、概ね6掛け程度。 それを作付けする農家、阿波地区65戸。地区の総戸数は330戸程で、20%強。阿波地区には営農組合も入っている。 布引地区も20戸で阿波地区とよく似た状況と言える。 阿波地区について、年齢の状況は、高齢化率は54%、全国平均が約29%であるので、倍ぐらいの高齢化率になっている。7つの区があるが、一番高い区は約63%、低くても48%程で平均が54%。生産年齢人口について、15歳から65歳までの人口の割合だが、全国平均が概ね60%だが、阿波は39%で、約4割しかない。年少人口について、15歳未満の割合だが、全国平均11%だが、阿波は7%しか若者がいない。 伊賀市発足当時の阿波地区人口は1,387人、本年3月末時点は911人で400人以上の減で過疎化が進んでいる。続いて中山間農地。(画面で映しながら)これは10m以上ある高い土手で草刈りも大変。畦畔が急勾配で高く、また草刈作業の労力が大変かかる、殆どが草刈作業に費やしてるような状況。かつ、水田が小さく作業効率も悪く、圃場整備がなされてはいるが、広くて二反、狭いと一反以下。圃場整備から30年以上が経過し、暗渠の機能が悪くなったせいで水捌けが非常に悪く、機械がはまり込む。圃場自体が悪く機能しなくなっている。 獣害問題については獣害柵の設置、及び8か所に獣害檻を設置している。当該檻はスマホと連携しており、檻に動物等が入ると猟友会員のスマホに信号が送られる仕組み。スマホで画像を見ながら檻を閉めて害獣を捕獲する。先程山田地区委員の発表にもあったが、鹿、猪による被害が日々発生している。今週には、人家の前の農作物に設置してある網に鹿が絡んでしまう事象も発生している。人家の近くまで毎日害獣が来ている。 ここに猿は登場していないが、以前に集団で捕獲をしてグループを無くしてしまった経緯がある。現在阿波地区には、はぐれの猿が度々来ているが、被害はそこまで発生していない。 最近では、他の地区でも同様と思うが、アライグマ、ハクビシン、アナグマ等小動物による農作物の被害が非常に増えている。 ほかに、赤米の発生している。画面のとおり穂先が赤い色をしている。これが大きくなると、手で触れただけでポロポロと実が落ちてしまう。非常に質が悪くてなかなか消えない。次の年には芽を吹き、他の半分程度が赤米になる勢い。 原因は、過去一時的に、一部の水田で赤米の栽培が行われたことが考えられる。商売として作付けしたが、刈取り時にコンバインの中に赤米が残り、翌年に他の水田にも広がっていったと想定される。普通のコシヒカリよりも大体10cmから20cm程穂の背丈が高い。よって、圃場を見れば一目瞭然で赤米が判別できる。それを取り去らない限りは毎年発生する。対応策として、刈り取った米を摺った後、色選機を二重にかけて選別をしている。 それに、代かきを2度実施している。田植えをする前に1回、農薬を使って実施する。1か月程期間において2回目通常の代かきを除草剤をまいて行うことで赤米を増やさない取組を行っている。

橋本委員	問題点として、高齢化による農業離脱農家の増加がある。農業ができなくなった際には大山田農林業公社にお願いすることになるが、赤米の問題があるため3年程据え置き、赤米の発生への恐れが無いことを確認した後に、稲作を始めている。農業生産人口の減少が農業離脱の際の足かせになっている。 最後に、中山間地における農業の維持継続をどのように進めていくのかについて、色々悩みの多いところではあるが、数ある問題をクリアしていかないと阿波地区、布引地区における中山間地での農業経営の維持が困難になることを危惧している。このような問題について、今後我々が中心となって皆に働きかけをしていかなければならないと感じている。 以上、ご清聴ありがとうございました。
議 長	橋本委員のお話が終わりました。質問や意見のある方はおっしゃってください。 挙手していただき議長が指名するかたちでお願いします。 意見交換なので事務局から質問いただいても構いません。
福地委員	圃場整備事業時に設置した暗渠排水機能の低下に関し、私が受託した農地に関して、自己で暗渠設備を修繕した経緯がある。私が新たに設備を設置することで、従前の設備の機能が復活した。旧設備は籾殻を使用しているが、腐食に強く現に機能が生きている。一部修繕の効果は非常に高い。
橋本委員	暗渠排水を掘り起こすと、工法の不備や配管の詰まり等が散見される。設備の修繕依頼があった際には、砕石、トリカルパイプを使用、防水シートを巻いている、費用は掛かるが。パイプに泥が浸入しないようにする。
西田委員	現状、担い手不足とのことだが、担い手はいるのか。
橋本委員	担い手はいるが、農業はあまりしたがない。
西田委員	営農組合はあるのか。
橋本委員	ある。そこに集積しているが、営農組合自体に高齢化問題が発生している。組合から大山田ファームに再委託して貰っている。
西田委員	皆、営農組合に委託しているのか。
橋本委員	個人で営農している方もいるが、基本的には営農組合や農林業公社に委託することになる。
西田委員	営農組合には、どの程度集積されているか。
橋本委員	25%程度ではないかと思う。ただ、営農組合にも担い手がおらず、いつまで続けられるのか。
会 長	営農組合には、全国的に同様の問題が発生している。
事務局	諏訪地区では現在、圃場整備事業が行われている。農地中間管理事業を利用することで国費10割の補助が出る。完了後の維持管理は含まれない。集落全体が事業に同意し、当該事業を受けることで農地の規模や湿地化、赤米の問題など解消できる可能性が高い。事業完了までに3～4年は掛かるが。
橋本委員	情報を頂ければ、検討もできるのかなと思う。老朽化による湿地化が進んでいるように思う。特に山の裾の農地。

森田委員	圃場整備事業の関係で、昨年の収穫後に1期目、最大の団地の工事が始まった。今年6月には田の形になったが、検査が終了しないと入れない。3期目の団地は、今年作付けをしなかった。2期目の団地は今、土を盛りかけた所である。3期目の団地には今年作付けできたのではないかと地元では話題になっている。 冬季の状況等により工事が遅延してしまうのは理解しているが、工事期間が長いと高齢化を理由に農業を辞めてしまう人が、実際に出てきている。大きな取組が始まるのは良い事とは思いますが、農業を辞めようかと考えていた人にとっては、それを加速させてしまう恐れもある。高齢な担い手農家の中には「耕作したことのない農地を新たに耕作したくない」といった意見も出ており、大規模な工事については色々な問題が出てくるのだなど実感している。
議 長	時間になりましたので、橋本委員の意見交換を終了します。 橋本委員ありがとうございました。 これで、今回ご準備いただいた委員、2名の方の発表が終了いたしました。 次回は、20番の折戸委員と、21番の喜多委員にお願いいたします。
議 長	この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議 長	よろしいですか。続きまして、事務局から事務連絡はありますか。
事務局	ございません。
議 長	次回の総会は、9月10日(火)午後1時30分から、伊賀市役所4階406会議室で開催いたします。 以上をもちまして、伊賀市農業委員会第14回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 6年 9月10日

会長

坂本 榮二

⑨

議事録署名者

森下 光子

⑨

議事録署名者

玉岡 則生

⑨